

# 令和8年度豊島区介護サービス事業者等に関する 指導実施方針・実施計画

## 1 指導実施方針

令和8年度においては、「介護保険施設等運営指導マニュアル」(※1)の内容に沿った運営指導を実施する。なお、実施にあたっては、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、制度管理・介護給付サービスの適正化とより良いケアの実現に向けて介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図る。

## 2 運営指導における重点項目

### (1) 人員基準

人員基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。

### (2) 運営基準

#### ① 全サービス共通

- ア 管理者は事業所の管理や従業者等への指揮命令を適切に行っているか。
- イ 事業所の従業者等に係る記録が適切に整備されているか。
- ウ アセスメントやモニタリングを適切に実施し、その記録を残しているか。
- エ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者の配置を適切に行っているか。
- オ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)が不適切に行われていないか。
- カ 感染症や非常災害発生時に備えた業務継続計画を策定し、研修及び訓練を定期的  
に実施しているか。

#### ② 指定居宅介護支援事業所

- ア 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、「利用者は複数の指定居宅サ  
ービス事業者等を紹介するよう求めることができること」等につき十分説明を行  
い、文書を交付し、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ている  
か。
- イ 利用者の解決すべき課題の把握並びに課題分析が十分になされているか。
- ウ 医療サービスを位置付ける際に主治の医師等と適切な連携を図っているか。
- エ 生活援助中心型の指定訪問介護を位置付けた際に必要性を確認しているか。
- オ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売を位置付ける際に利用の妥当性の検討及び必要  
な理由の記載等の業務を適切に行っているか。

#### ③ 指定地域密着型サービス事業所及び指定居宅サービス事業所

- ア 居宅サービス計画に基づいたサービスが提供されているか。

### (3) 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上で、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

#### (4) 前回の運営（実地）指導の経過

前回の運営（実地）指導時に改善報告がある場合は、その事項が改善されているか。

### 3 指導実施計画

#### (1) 対象事業者等

##### ① 集団指導

以下の指定介護サービス事業者等を対象とする。

- ・指定居宅介護支援事業者
- ・指定居宅サービス事業者（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売）
- ・指定地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護）
- ・その他集団指導を実施すべき事情が発生したサービス事業者等

##### ② 運営指導

以下の指定介護サービス事業者等を対象とする。

- ・指定居宅介護支援事業者
- ・指定居宅サービス事業者（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売）
- ・指定地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護）
- ・介護保険施設（指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設）
- ・その他運営指導を実施すべき事情が発生したサービス事業者等

なお、より重点的かつ効率的に運営指導を行うため、以下の基準に基づき選定し実施する。

ア 前回の運営（実地）指導から一定の期間が経過した事業所

イ 開設後、運営（実地）指導未実施の事業所

ウ 過去の運営（実地）指導において、指摘事項の改善が図られていない事業所

エ 苦情等が多く寄せられている事業所

#### (2) 指導形態等

##### ① 集団指導

###### ア 実施方法

オンライン・講習等の方法で行う。資料は、ホームページ等に掲載し、必要な情報提供に努める。

###### イ 実施単位

サービス種別ごとを単位として実施する。

###### ウ 実施通知

「豊島区介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」（平成 25 年 4 月 1 日保健福祉部長決定）（以下、「要綱」という。）第 8 条(1)の規定に基づき通知する。

##### ② 運営指導

###### ア 実施方法

対象事業者より事前に資料提出を求めて確認の上、当該事業所に赴き実地において、または、対面通信が双方向で可能なオンライン等を活用による方法により行う。また、必要に応じ、事業所の関係者等呼び出し執務室内において実施する。事前に提出を求める書類は、区が作成する「サービス種別自己点検表」の他「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日付老発0331第6号老健局長通知。以下、「指導監査指針」という。）に従い必要最低限とする。

イ 実施単位

指定事業所を単位として実施する。

ウ 指導体制

原則として、4名以上の指導班を編成して実施する。指導の一部については、介護保険法第24条の2に定める指定市町村事務受託法人に書類確認等の事務を委託することができるものとする。

エ 実施通知

要綱第8条(2)の規定に基づき通知する。

オ 指導日程及び対象

「運営指導実施日一覧・予定表」により、別途定める。ただし、東京都実地検査同行等やむを得ない事情により、日程変更が行われる場合もある。

日程変更については、原則として事業所の都合による変更は認めないものとする。ただし、事業所内の感染症の発生状況、事業所の重要な行事、管理者等運営指導参加関係者の冠婚葬祭等やむを得ない理由と判断したものは、指定市町村事務受託法人との日程調整も含め保険者が決めるものとする。東京都及び他区市町村との合同運営指導等、保険者側のやむを得ない理由によるものは、双方で日程調整を行うものとする。

カ 確認項目

「指導監査指針」を基本とし、原則として介護保険施設等運営指導マニュアル別添の確認項目及び確認文書について確認を行う。ただし、要綱第13条に定める監査の対象と認められた場合は、この限りでない。

キ 監査への変更

運営指導中に要綱第10条に定める以下の状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

- ・介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- ・介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- ・不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- ・高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

※1 「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」（令和4年3月31日付老発0331第7号老健局長通知。）